

保護者 様

年 組 氏名

静岡県立掛川特別支援学校長

感染症による出席停止のお知らせ（令和6年8月版）

学校保健安全法に関する感染症に罹患、又はその疑いがありますので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、下記の登校（園）許可の意見書を学校に提出してください。

【保護者記入欄】

症状出現日： 年 月 日 医療機関診断日： 年 月 日

静岡県立掛川特別支援学校長 様

登校（園）許可の意見書

感染症名（該当するものを○で囲む。）	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト
	マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）
第2種	百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱
	結核 侵襲性髄膜炎菌感染症
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

※新型コロナウイルス・インフルエンザに関しては、保護者等が記入する専用の経過報告書を使用する。

※第3種その他の感染症に関しては、重大な流行が起こった場合に、必要のある時に限って、校（園）長が緊急的な処置として定める。

登校（園）可能日： 年 月 日 から上記の感染症により、治癒または感染させる恐れがなくなりましたので、登校（園）してもよいと判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

＜出席停止に伴う手続きの流れ＞

- 1 医師の診察を受け、第1～3種の出席停止となる感染症の診断を受けたら、速やかに学校へ連絡し病名と医師からの指示事項を伝えます。
- 2 以下のいずれかの方法で、「感染症による出席停止のお知らせ(令和6年8月版)」を受け取ります。
 - ①掛川特別支援学校のホームページからダウンロードする
 - ②学校に出向き、直接受け取る
 - ③ファックスまたは郵送で受け取る
- 3 出席停止期間は、自宅で静養します。登校することができません。
出席停止のお知らせの【保護者記入欄】を記入してください。
- 4 出席停止期間が終わる際に、「感染症による出席停止のお知らせ」を持って、医療機関を受診してください。
- 5 医師に「登校許可の意見書」に記入してもらいます。
- 6 再登校する日に用紙を持参し、学級担任に提出します。